

学校事故における教師の不法行為責任

——その根拠と問題点——

樫 博 行

はじめに

昨今の学校現場においては学校事故の増加があり、教師の民事上の責任を追及する動きがある。授業中に発生する事故のみならず、放課後の部活動およびいじめに関するものである。これらの事故の多発は、学校および教師に対する不信感を誘発する効果をもつ。その結果、学校と就学者が関わる事故の原因を学校と教師に求め、事故の損害賠償責任をそれらの上に課す傾向が想定されることもあながち否定できない。

日本国憲法第26条に定められる教育権を実現するために、教育基本法および学校教育法が存在する。これら諸法は学校制度の骨格をなすものである¹⁾。しかし、学校事故による学校設置者および教師への責任追及は、学校制度への社会的不信を通じて、これら諸法の目的を空洞化させる効果を生むことも想定できる。その結果、教師自身が何らかの法的対応をとらざるを得ない局面が発生する。例えば、教師への誹謗中傷に対して教師の側からの訴えの提起などである²⁾。すなわち、学校事故の問題は、学校制度それ自体の存続に多大な影響を与えるものであることが否定できない。

これを防止するためには、学校設置者および教師が負う民事上の責任、すなわち損害賠償責任の明確化が急務となる。なぜなら、学校事故を巡る責任の明確化により、不要な教師と保護者間の紛争を未然に防止することができるからである。そこで、本

稿では裁判例を素材として、学校事故における教師の不法行為責任の考察を行う。特にその類型と各々の内容および関連性を分析し、さらにそれを巡る問題点を抽出する。

一 学校事故における学校設置者と教師の法的関係

学校設置者と児童生徒との間には、契約関係すなわち契約法理が適用される関係があるとされてきた³⁾。最高裁判所は、私立大学に対する学納金返還訴訟において、大学を設置運営する学校法人等と当該大学の学生との間に次の契約関係を認めた⁴⁾。まず、大学設置者は学生に対して、講義などの教育活動の実施で、その目的にかなった教育役務を提供するとともに、これに必要な教育施設等を利用させる義務を負う。一方、学生は大学に対して、これらに対する対価を支払う義務を負う。在学契約は有償双務契約としての性質を有する、学校設置者と学生との間での民法上の非典型契約と判断された。そこで、教育活動の実施に伴う学校事故が発生した際には、学校設置者は債務不履行責任を追及されることになったわけである。

また、学校事故においては注意義務が存在し、その義務の過怠があった場合には過失が認定され、教師は民法709条に定める不法行為責任が課せられる。教師に教育活動における児童生徒の事故を防止する注意義務が課せられることは、既に昭和41年の津地裁判決で明らかにされている⁵⁾。本件

は、海岸で特別教育活動として生徒の水泳訓練中に異常流のため多数の女子生徒が溺死した事件である。本判決は、引率教諭に対して異常流につき生徒に警告を与えるべき注意義務ないし生徒が異常流に落ちまぬよう厳重に監視すべき注意義務があるとした。そして、それを果しておれば、事前にこれを防止しえたというべく、本件事故を注意義務懈怠に帰因したと判断している。学校事故における教師の責任判定の法的判断の中心には注意義務違反の有無があり、現在においてもこれが踏襲されるに至っている⁶⁾。

したがって、教師の責任は注意義務違反で不法行為を構成する場合にのみ発生する。在学契約から派生する義務違反の場合には、契約当事者として教師が責任を負うことはない。民法415条に定める債務不履行の要件である「債務者の責に帰すべき事由」とは、在学契約の債務者である学校設置者自身の故意過失のみならず、信義則上これと同視すべきとして履行補助者の故意過失も含まれていると解釈されている⁷⁾。そこで、学校設置者は、履行補助者である教師の過失に対しても債務不履行の責任を負うことになる。また、公立学校においては教師が教育活動中に発生した事故については、国家賠償法1条1項という公権力の行使に該当し設置者である地方公共団体が責任を負う。⁸⁾一方、私立学校においては民法715条にいう使用者である学校法人が責任を負う⁹⁾。学校設置形態が公立および私立を問わず、責任すなわち損害賠償責任は教師個人ではなくそれを雇用する組織体を負うことになり、法的な構造として個人が免責される。かような教師個人を免責する構造の下、昨今の学校を巡る問題の社会的注目の中で、裁判所はこれに対していかなる見解を示しているかも考慮すべき点である。

二 注意義務の根拠とその違反発生時間帯

それでは、民法709条にいう不法行為を構成する前提となる注意義務はいかなる根拠で存在するのか。裁判例は注意義務を学校教育法の理念と目的から直接導いている。例えば、自習時間に発生した事故につき、学校教育法の趣旨や教師としての職務から、教師は児童が開放的な気分となる自習中の事故発生予測とその防止義務があることを認めている¹⁰⁾。

また、注意義務の違反が認定されるためには、教育内容の中心にかかわる、すなわち正課中に事故が発生することが必要である。この点につき、授業中に小学校3年生の児童間の悪戯により左眼に傷害を負った事故について、担任教師の注意義務違反を認めている¹¹⁾。「小学校低学年の児童に対する学校教育は…教師の教育内容の重要な一部分を占めている¹²⁾」と述べて、授業を教育内容において重要なものと位置づけている。

教育活動の核心である授業を中心として、それに関係のある学校における活動を見ると、裁判例は校外写生授業中に小学校6年生がトラックで轢死した事故につき、担任教諭の過失を認定している¹³⁾。本件では、児童が車道上で写生をしないように監視するなど、校外授業における指導監督上の注意義務の違反があったかが審理された。

校内であっても、授業外であれば注意義務違反の認定がなされない傾向、すなわち注意義務の程度が軽減されるはずである。しかし、自習中に発生した事故であれば該当しない。例えば、小学校3年生が、自習時間中に児童間で鉛筆の取り合いとなった際に鉛筆の芯が眼に刺さり受傷した事故では、教室内にいた担任教諭の過失を認めている¹⁴⁾。教師が教室内にいる場合に事故が発生した場合には、その予測が可能という

論理で責任を認めるわけである。一方で、教師が公務等の何らかの正当な事由で不在の教室内で起こった事故については、事例毎に結果が異なる。教師に責任を負担させる裁判例には、小学校5年生が他の児童の暴行を受けて死亡した事件がある。本判決では、学習態度や集団行動について、相当程度の教育を受けて既に相当程度の自律能力や判断能力を備えていることを判断の理由としている¹⁵⁾。

一方、教師に負担させるものでは、小学校4年生が自習時間に級友のいたずらで吹いた吹矢が左眼に当たって失明した事件がある。本件は、児童がクリスマス会で吹矢による風船割りの出し物をするを企画準備し、その後の自習時間に事故が発生したものである。本判決では、自習中に児童が吹矢を取り出して遊ぶことが予想されるので、吹き矢の保管につき担任教諭に過失があると認定している¹⁶⁾。ホームルーム時間においては、小学校4年生が同級生の投げた鉛筆の先端を眼に受けて傷害を負った事件がある¹⁷⁾。本判決においては、担任教諭に高度な注意義務を負わせている。担当クラスの児童の生命身体安全について配慮し、各児童に対する一般抽象的な注意や指導をするのみならず、他の児童に危害を与えるおそれのある児童に十分な指導と配慮をすべき注意義務を課したのである¹⁸⁾。本判決は、友人関係に問題を有していた児童を隣席に座らせたことは、正規授業と同程度かそれ以上に安全を配慮すべき注意義務に違反したと判断したわけである¹⁹⁾。

本件と同様の自習時間に関するのが次の事件である。公立小学校3年の児童が、朝自習の時間帯に離席し、ロッカーから落ちていた自分のベストのほこりを払おうとしてこれを頭上で振り回したところ、ファスナーが別の児童の右眼に当たり当該児童が負傷した。この事件について最高裁判所は、教室内にいた担任教諭に児童の安全確保等について過失がないと判断した²⁰⁾。その理

由として、担任教諭が、ベストを頭上で振り回すという突発的な児童の行動に気づかず、本件事故の発生を未然に防止することができなかったとしても、児童の安全確保又は児童に対する指導監督についての過失があるとはいえないと述べている。すなわち、突発性によるもので予見可能性が存在しないということが、過失否定の理由であったわけである。吹矢の事例と本判決を比較すると、前者は事故につき教師の過失を認定し、後者は過失を否定した。事実関係においては、前者では失明を発生させている点と吹矢という危険性が予測できる機器があり、その使用に対する教師の注意から事故発生時の突発性を否定したと推定可能である。事故原因が吹矢によるものであるが故に、裁判官の心証形成に影響を与えたものと考えられるのである。鉛筆の事例と本判決を見ると、鉛筆を飛ばす行為が児童間では日常的なものであり、その意味で突発性の否定につながったものと推定できる。

正課である授業を離れて学校事故が発生したときに、教師の注意義務違反を認める裁判例は幼稚園の事例を除きほとんど存在しない²¹⁾。まず、休憩時間については小学校以上のいずれの学校においても教師の責任を否定する²²⁾。次に清掃時間の事故については、外観上危険物と考えられる物を撤去しなかった場合にのみ教師の過失を肯定している²³⁾。それ以外の事例については、事故発生原因が教師の指示に反するという条件を具備すれば教師の過失は認定されていない²⁴⁾。最後に放課後の時間帯に発生する事故についてである。放課後の事故では、ほぼ学校や教師の責任が否定されている。その理由として、放課後には教師の監督が及ばないからである。これは、小学校の児童が放課後校庭において他の児童に怪我をさせた事件で、学校の責任を否定した昭和46年の函館地裁判決が先例となっている²⁵⁾。この先例の判断はいじめの事例を除いて現在においても継続している²⁶⁾。

三 代理監督者の責任とその範囲

民法は712条で、未成年者が不法行為発生時に違法性の認識能力を欠けば、賠償責任を課さない旨を定めている。一定の判断能力を有しない者は、その行為が非難されず損害賠償責任が負わされないのである²⁷⁾。この判断能力とは、自己の行為の結果を認識するに足りるだけの精神能力である。これは責任能力と呼ばれ、従来から自らが法的な責任を発生させる違法行為を行っているのを知ることとされてきた²⁸⁾。しかし、責任能力は個別具体的な状況、すなわち未成年者の個人的能力によって判断されるもので、明確な年齢基準は存在しない。大審院の頃より12歳前後で推移しているのが現状である²⁹⁾。

このような責任無能力者が発生させた損害の賠償責任は、民法714条に基づいてその者の監督義務者が負うことになる。この監督義務者とは、民法820条の親権者などが該当し法定の監督義務者である³⁰⁾。監督義務者の責任は、自らの行為についての賠償責任ではない。また、挙証責任は転換され、監督義務者は責任無能力者への監督を怠らなかつたことを立証しなければならない³¹⁾。監督義務者責任の成立要件は、責任無能力者の違法な加害行為とともに監督義務の過怠の存在である。したがって、これらの立証は困難であるため、実際に民法714条は法定監督義務者の責任を相当に加重する中間責任となる³²⁾。

民法714条はその2項で、法定の監督義務者に代わる、いわゆる代理監督義務者の責任を定めている。代理監督者とは、例えば法定監督義務者と在学契約など契約を結ぶ者が該当する。したがって、時間や場所さらには監督の対象と目的が限定された契約上の責任が代理監督者責任となる。学校種でいえば、責任無能力者が就学する保育所³³⁾を加えた学校、すなわち幼稚園と小学

校が、この責任が重点的に適用可能となる場所になる。

在学契約の当事者は、学校設置者と児童生徒などの法定代理人である。教師は在学契約の直接の当事者ではなく履行補助者と位置づけられる。しかし、それにも関わらず判例通説とも教師に代理監督責任を負わせる傾向にある。公立学校においては国家賠償法第1条による免責がある。また、私立学校においては民法715条に基づく使用者責任があるため、直接教師に損害賠償責任は発生しないとされるのである³⁴⁾。通説判例には、責任を迂回的に負わせるものであるとする批判が存在している³⁵⁾。通説判例を採れば、教師としての職務から代理監督者責任を導かざるを得ないのである。したがって、過大な損害賠償責任を職務として第一義的に教師に負わせることが、果たして妥当であるのか疑問となる。

ところで、裁判例は学校における代理監督者の監督義務を、教育活動およびこれと密接不離な関係にある生活関係についてのみ限定する³⁶⁾。学説は、責任を在学契約から生じる代理監督義務の範囲内に限られている³⁷⁾。さらに、裁判例の中には代理監督義務者の監督下と予想可能性のある加害行為から代理監督責任の範囲を導き出すものがある³⁸⁾。これらを考慮すれば、裁判例が示した教育活動と密接不離の関係にある生活関係に妥当するものは正課授業となろう。

実際に代理監督者責任を根拠にして、学校事故の被害者が教師を被告として訴えた事例はほとんどない。小学校以上の学年齢の学校に限定すれば、平成8年の神戸地裁判決³⁹⁾以降では塾の送迎バスの事例があるに過ぎない。本件は、塾の玄関前で鬼ごっこをしていた小学校4年生の児童が、背中を押され路上に転倒して塾送迎用バスに轢過されて死亡した事件である。塾の授業開始前である理由から、加害児童の親権者に監督義務者責任を課したものである⁴⁰⁾。また、教育活動と密接不離の関係の中で発生

した事故における、代理監督者責任が争点であった。したがって、代理監督義務に基づいて責任を追及した例は、正課外の事故に限定される傾向が見られるのである。二で見たように民法709条の一般不法行為における注意義務違反は、正課内とそれに関連する時間帯で発生した事故において認定されている。監督義務者に責任を課す蓋然性が強い中間責任を課すのは民法714条である。同条ではなく民法709条の一般不法行為が、事故でこの時間帯での事故で根拠にされているのである。そこで、この点と正課外とされる事例においてのみ代理監督義務違反が主張されている現状を考慮すれば、正課中事故であれば一般不法行為を根拠にしても勝訴蓋然性が高いことを意味する。

以上のことから、低年齢になるほど代理監督義務違反が主張される一方で、学校事故全般については第一義的に一般不法行為の訴えが提起されるといえる。また、一般不法行為の注意義務違反で現れた予見可能性が、代理監督者責任判定の際の基準ともなっていることも併せて認められるのである。

四 注意義務違反と代理監督者責任の根拠

幼稚園児や小学校低学年児童は、責任能力を完全に否定される者であると強く推定される。そこで、教育活動と密接不離な生活関係は年齢が下がるにつれて広範とならざるを得ない。この意味で、民法714条2項の代理監督義務者責任の範囲が拡大して、同709条に基づく事故防止を目的とする注意義務違反と重複する関係となる。民法709条所定の一般不法行為における、過失を認定するための注意義務違反については、容易に認定される可能性がある。なぜなら、教師の注意義務は二で見たように学校教育法の理念を前提とした高い程度が求められ

ているからである。この意味で、一般不法行為での注意義務は、教育活動と密接不離の関係に限定されるものの、民法714条において親権者および代理監督義務者に課せられた義務と同等といえよう。

民法714条に基づいた訴えにおいては、法定監督義務者と代理監督義務者の責任範囲を検討する。例えば、昭和63年の長崎地裁福江支部判決では、「親権者は児童が校長、教師等の代理監督義務者の監督下にあったか否かにかかわらず、児童の全生活関係にわたって監督義務を負うものである。」⁴¹⁾と述べている。平成5年の宇都宮地裁判決は、「児童が右不法行為を行ったときに小学校教育のために学校長等の指導監督の下に置かれ、学校長等が代理監督義務者としての責任を負うとしても、そのことによって親権者の右責任が当然に免除されることにならない。」⁴²⁾と示している。また昭和55年の大阪地裁判決は、「小学校の教諭は、学校教育法等の法令により学校における教育活動及びこれと密接不離な生活関係について法定の監督義務者に代わって児童の身体の安全を保護し監督すべき義務を負うものである」⁴³⁾と、学校教育法の理念から代理監督義務者責任を導き出している。

一方で、民法709条違反を請求原因とした例では、繰り返しになるが学校教育法上の義務違反を不法行為が成立するための過失としている。例えば、昭和51年の神戸地裁判決は、教師が教育活動及びこれと密接不離の生活関係における代理監督義務は学校教育法に由来するという前提をとり、親権者の監督義務とは独立したものと述べている⁴⁴⁾。すなわち当該義務は、「児童の生活身体の安全について万全を期すべき高度の義務」であり、「親権者のそれに対し単に補完的副次的なものにとどまるものとは解し難く」⁴⁵⁾とするのである。昭和55年の大阪地裁判決も、小学校教諭が「学校教育法等の法令により学校における教育活動及びこれと密接不離な生活関係について法定の

監督義務者に代わって児童の身体の安全を保護し監督すべき義務を負う」と述べている。さらに、平成8年の京都地裁判決は、校外写生授業中に交通事故で児童が死亡した事故につき、原告の学校教育法等の法令を根拠とする代理監督義務違反の主張を容れ指導監督上の注意義務を怠ったことを理由に担任教諭の過失を認定している⁴⁶⁾。

以上の民法714条および709条を各々請求原因とする訴えでの判決理由から明らかのように、前者では代理監督義務を714条から導きだしているだけでなく学校教育法を根拠にしている。また後者では、代理監督義務者について、民法714条2項を直接の根拠としていないにもかかわらず学校教育法からそれを導き出し、高度な注意義務として同709条の枠組みの中で判断する論理を構成している。したがって、責任無能力者による違法行為の事例においては、いずれの条文に拠っても代理監督義務の存在が推定されることになる。そこで、いずれを請求原因にするかは、一定の基準を見出すことはできないのである。事故が学校生活でのどの時点で発生するか、すなわち授業中かそれともそれ以外かによって、根拠とする条文が異なるわけではない。原告がいずれを根拠とするかに拠っているのである。

民法714条は絶対的責任に比肩する無過失と、過失責任との中間にある責任と位置づけられてきた。また、挙証責任は被告である法定監督義務者および代理監督義務者にあり、実際には免責される可能性はないに等しい。しかし、民法709条の通常不法行為で訴えが提起されている。一般的には、挙証責任が原告にある民法709条の訴えは原告にとって酷である。かような状況にあっても民法709条の訴えが提起されるのは、具体的な過失にかかる証拠について挙証責任が被告に転換したとも推定可能である。この点につき、例えば平成5年の宇都宮地裁判決がある。本件では、小学校2年生がハサミを使って工作をしていた件に

つき、原告は被告に事故の予見可能性と児童の動静を注視する義務があり、それを怠ったと主張しているに過ぎなかった。それを受けて、本判決はかような状況においては、事故の予見可能性があり児童に対して適宜注意と指導を行う義務が担当教諭にあり、それを怠ったとして過失を認定するに至っている⁴⁷⁾。

裁判例から見出せることは、代理監督義務は直接民法714条からのみならず学校教育法からも導き出せ、いずれを根拠にせよ高度な注意義務を前提にして挙証責任の転換がはかられていることである。そして、結果的には民法714条のみならず同709条にも基づいて教師に過失を認める結論を導き出しているということになる。

五 一般不法行為と代理監督者責任の競合

未成年者のうち責任無能力者が発生させる学校事故においては、教師は民法709条に基づくものと同714条に基づくものの2つの責任を併有することになる。

しかし、民法709条と714条が融合した新しい不法行為類型が学説上主張されているのは、責任能力のある未成年者についてである。責任能力者に十分な賠償を行う資力に欠ける場合を想定して、この不都合を避けるための手法となっている。これは、監督上の過失と損害発生の間因果関係が存在すれば、民法709条を根拠として監督義務者に損害賠償責任を認め、これと責任能力者の損害賠償責任とを併存させようとの主張⁴⁸⁾を出発点にしている。最高裁判所も、「監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認めうるときは、監督義務者につき民法709条に基づく不法行為が成立する」と、この主張を採用するに至っている⁴⁹⁾。

直接の加害行為者である未成年者の注意

義務違反は被害者に直接向けられているのに対して、間接的な加害行為者である監督義務者の注意義務違反は未成年者に向けられている。したがって、各々の注意義務とその違反の対象は異なる。民法709条に基づく事故防止を目的とする注意義務違反と、同714条に基づく監督義務違反である。民法709条の場合には親権者が子供の加害行為に対していかなる行動をとったかの過失であり、同714条では一般日常的な親権者の態度と行動にかかる義務懈怠である過失である⁵⁰⁾。

責任能力のある加害行為者への監督義務の事例においては、民法709条または同714条のいずれの責任と位置づけるかが対立してきた。挙証責任の転換をしなくても民法709条の責任とするもの⁵¹⁾、同714条を直接の根拠とするもの⁵²⁾、そして同714条を類推とするものである⁵³⁾。これらの学説の対立状況からみると、義務の対象が各々異なるために、民法709条と同714条が融合した新しい不法行為類型が生まれたと見ることも理由があろう⁵⁴⁾。ただし、この融合説は責任能力者の不法行為と、加害行為をした責任能力者に対する保護者の過失に着目している点で、本稿における問題とは次元を異にしている。さらに、この融合説に対しては、民法709条と同714条の異なる立法趣旨をいかに融合すべきであるのかという疑問が生じる。また、いかなる請求原因で訴えが提起されるかという訴訟法上の問題も指摘できる⁵⁵⁾。融合説からは、これらの問題点に対して何ら対応がなされていないのが現状である。かような状況からは、加害行為者の責任無能力を前提とする幼稚園や小学校の事故における代理監督義務者責任を、融合説的に説明することは困難である。したがって、民法709条と同714条の各々の義務が競合する状況にあるとするのが妥当ということになる。

六 安全配慮義務とそれを巡る問題

1. 安全配慮義務の由来

近時、学校事故で安全配慮義務に違反する旨で、教師の過失を認定する事例が増加している。例えば、小学校児童2人が、昼休みに投石をして他の児童にけがを負わせたことにつき、教師の安全配慮義務違反の有無が判断されている⁵⁶⁾。それではここにいる安全配慮義務はいかなる根拠から発生するものなのか。

従来は、安全配慮義務は雇用関係から生ずる労働災害の事例において使用者に課せられたものであった。例えば、昭和49年に福岡地裁小倉支部は、工事現場における下請会社の作業員の墜落事故につき、使用者が雇用契約から生ずべき労働災害の危険全般に対して人的物的に労働者を安全に就労せしむべき一般的な安全保証義務を負うと判断した⁵⁷⁾。さらに、安全配慮義務は、雇用契約の内容から直接導き出される義務でないことも明示された。最高裁判所は、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触関係に入った当事者間において、当該法律関係の附随義務として当事者の一方または双方が相手方に対して信義則上負う義務と位置づけたのである⁵⁸⁾。その結果、契約に基づいた安全配慮義務は、信義則を媒介にして民法709条の一般不法行為上の義務となり、民法724条に定める不法行為消滅時効の3年を民法167条所定の債権の10年に延長させる効果をもつことになる⁵⁹⁾。

2. 学校事故における安全配慮義務

学校、とりわけ学校設置者の安全配慮義務が争われることになったのは、昭和54年の長野地裁判決である。本件は、県立高校の柔道部員が県高等学校長会主催の体育大会に出場中怪我を負った事件であった。本

判決は、在学契約に付随する当然の義務として教育条理および信義則上、学校設置者が生徒の生命身体等を危険から保護するための措置をとるべき安全配慮義務を負っている旨を述べた⁶⁰⁾。ただし、本判決は、当該柔道部員を本件大会に参加させることにつき高校長ならびに指導教諭のとった措置に係る義務違反の事実は認められないとする理由から、学校設置者である県に安全配慮義務の不履行を認めていない。

学校事故における安全配慮義務が争われた初期の例として、昭和55年の札幌地裁判決がある⁶¹⁾。本件は、高等学校の生徒が河川敷のグラウンドで野球の練習中に、川に落ちたボールを捕虫網で拾おうとして増水していた水流に誤って転落し、溺死した事故について、右捕虫網の使用を禁止していなかったことが安全配慮義務違反に該当するかが争われた事案である。裁判所は、学校設置者の前記安全配慮義務の内容は、生徒の年齢やその場の状況等に応じて具体的に決定されるべきものであると述べた。次に、高等学校の生徒の年齢に達した者であれば、自己の生命と身体に対する危険の予知と認識能力が成人に劣っておらず、安全配慮義務の具体的態様もこのことを前提として決すれば足りるととらえた。そして、被告である学校設置者には本件事故と相当因果関係のある安全配慮義務の懈怠はなかったと判断している。次に、小学校6年生の生徒が、学校行事としての太平洋少年親善使節団としてハワイに旅行中、ホテルの15階から転落死した事故につき、学校設置者の安全配慮義務違反が争われた、昭和57年の大阪地裁判決がある⁶²⁾。本判決は、安全教育が徹底されていたとして、学校設置者に安全配慮義務の不履行を認めていない。

安全配慮義務は、契約をはじめとする法律関係を前提とした附随義務とされた関係上、初期の事例においては児童生徒との間の在学契約の当事者である学校設置者へのみ認められた。しかし、在学契約の履行補

助者として教師にも安全配慮義務が負わされることになり⁶³⁾、教師も安全配慮義務があることが認められるに至った。昭和62年には福岡地裁で、県立高校ラグビー部が社会人との練習試合中に生徒が負傷した事故につき、相手が格段の実力差のある強力な社会人チームであるにもかかわらず、はなはだ未熟な生徒を急きょ起用した指導教諭には安全配慮義務違反があると判断されるに至っている⁶⁴⁾。また、昭和63年の東京地裁判決に、高校1年生の体育授業で補強運動として肩車を選択実施した際に、肩車のやり方を詳細に説明し、組み合わせの交替を認めていたため、指導教師の安全配慮義務違反を認めなかった事例が存在する⁶⁵⁾。

3. 学校事故における安全配慮義務の内容

昭和54年の長野地裁判決においては、学校における安全配慮義務は在学契約に付随する生徒の生命身体等を危険から保護するための措置をとるべき積極的な作為を要求する義務であると示されていた。そこで、元来は予見可能な危険から彼らを保護する一般不法行為上の注意義務とは、安全配慮義務は異なるはずである。しかし、安全配慮義務が争われた事案においては、注意義務違反の主張がなされておらず、安全配慮義務と注意義務が互換的に使用されている傾向にあるといえる。例えば、高校2年生の女子生徒がバスケットボール部の練習終了直後に熱中症により倒れ健忘の症状が生じた事案につき、平成20年の大分地裁判決⁶⁶⁾がこれを示している。すなわち、高校の部活動監督である担当教師に、「部活の実施により、部員の生命、身体に危険が及ばないように配慮し、部員に何らかの異常を発見した場合には、その容態を確認して応急処置を執り必要に応じて医療機関に搬送すべき一般的な注意義務（安全配慮義務）を負っている⁶⁷⁾」と述べているのである。したがって、安全配慮義務は、契約な

ど法律関係を前提とした附随義務ではあるが、不法行為での過失判断の根拠となる義務とも用いられ、注意義務と互換的かつ同内容をもつ義務と位置づけられていることになる。

ところで、この安全配慮義務が及ぶ範囲として、裁判例は「学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係において、生徒の生命、身体、精神、財産等の安全を確保すべき配慮義務があり…」⁶⁸⁾と述べる。また「公立中学校における教員には、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係における生徒の安全の確保に配慮すべき義務があり…」⁶⁹⁾と認めてきた。教育活動及びこれと密接に関連する生活関係に対して、安全配慮義務が及ぶことを示すのである。ここで示された範囲は、代理監督者責任が及ぶ範囲と同等である。そこで、この範囲の中で安全配慮義務と代理監督義務が並置され競合していることになる。不法行為責任上、安全配慮義務と注意義務の概念的区別がなされるならば、代理監督義務を併せた3つの義務が教育活動及びこれと密接に関連する生活関係において併存することになる。

安全配慮義務がこの範囲に及ぶことを明言した裁判例は、いずれもいじめ自殺の事案である。義務の内容は、「生徒の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるようなときには、そのような悪影響ないし危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講じる一般的な義務がある。」⁷⁰⁾とする、積極的な危害防止の作為を求めているのである。いじめのみがこのような作為義務を求めているのかについて、裁判例は明らかにしていない。ただし、いじめが放課後など正課外で発生している状況を考慮すれば、この危害防止の作為義務の範囲は広範なものとならざるを得ないことになる。

おわりに

学校事故における教師の不法行為責任は、民法709条に定める一般不法行為と同714条2項の代理監督者責任の2つの根拠で発生する。しかし、各々の根拠には未解決の問題が存在した。まず、一般不法行為においては実質的に挙証責任の転換が行われているのではないかという点である。そのため、通常では原告にとり負担となる挙証責任が、学校事故事案においては軽減されていることである。その結果、学校事故が発生すれば訴訟提起が容易となる。これに加えて、安全配慮義務が在学契約に由来するものの、教師個人の過失を判定する根拠となっている点である。注意義務と安全配慮義務の概念的区別が明確になされておらず、これらが互換的に使用されているため、具体的事案において義務内容が不明となるおそれがある。

次に、代理監督者責任については、在学契約の直接の当事者である学校設置者に加えて、教師個人を代理監督者とする事への疑問である。法定の監督義務者の責任は、責任無能力者の違法行為の監督上の過失に基づくものであり、一般の過失責任よりも重い責任とされている。代理監督者は、この法定の監督義務者の責任を、時空間を限定して引受けるものであるため、個人の教師へかような重大な責任を課す妥当性が疑問となる。特に低年齢の園児児童への代理監督者責任は、監督対象者の弁識能力の低さから広範囲とならざるを得ないのである。

したがって、教師の不法行為責任は、民法709条での注意義務と安全配慮義務の違反、および同714条の代理監督者責任の3つで構成されている。上記にあげた概念的不明瞭さがゆえに、互換的な義務概念の混乱が生じている問題があり、これらの峻別化と整理が急務となる。義務概念の混乱は、名目的義務の乱立にもつながり、そのため

教師個人の責任範囲の拡大をもたらしかねない。特にいじめの事案においては、その傾向が顕著となり得る。そこで、積極的な作為義務と消極的なそれとを峻別し、さらに法定の監督義務者と代理監督者の義務上の関係を一定程度明確にすることが必要であろう。なぜなら、これらは教師個人に不法行為責任を集約させることへの防止となり、ひいては学校制度の安定にも資するものと考えられるからである。

*平成25年度科学研究費基盤研究（C）研究課題
「私人による違法行為の抑止とエンフォースメントの比較法的研究」（研究代表者：樺博行）
課題番号25380127による研究

注

- 1) 教育基本法は第1条で教育の目的として、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」と定めている。これを受けて、教育の目標（第2条）、義務教育（第5条）、そして学校教育（第6条）を定め、教育の目的を具現化すべき方向性を示す。そして、学校教育法は、個々の学校である幼稚園（第22条）、小学校（第29条）、中学校（45条）、高等学校（第50条）、中等教育学校（第63条）、そして大学（第83条）の目的を各々定めている。
- 2) 最近では、公立小学校教諭が保護者に対して名誉棄損に基づく損害賠償を請求した事例がある（さいたま地裁熊谷支部判平成25年2月28日判時2181号113頁）。
- 3) 伊藤進一「在学契約と民法理論」季刊教育法30号152頁（1982）。
- 4) 最2小判平成18年11月27日民集60巻9号3437頁。
- 5) 津地判昭和41年4月15日判時446号23頁
- 6) 例えば近時の事例には、高等学校の生徒が課外のクラブ活動としてのサッカーの試合中に落雷により負傷した事故について、引率者兼監督の教諭及び大会主催者の会場担当者の教諭には落雷事故発生の危険が迫っていることを予見すべき注意義務があり、それを怠った過失が認められている（高松高判平成20年9月17日判例時報2029号42頁）。
- 7) 大判昭和4年3月30日民集8巻363頁
- 8) 例えば、東京地裁八王子支部判平成20年5月29日判時1957号60頁
- 9) 例えば、高松高判平成16年10月29日判例時報1913号66頁
- 10) 仙台地判昭和55年12月15日判タ433号124頁
- 11) 神戸地判昭和51年9月30日判時856号73頁
- 12) 前掲78頁
- 13) 京都地判平成8年8月22日判タ929号113頁
- 14) 仙台地判昭和55年12月15日判タ433号124頁
- 15) 福岡地判平成元年8月29日判タ715号219頁
- 16) 青森地裁八戸支部判昭和58年3月31日判時1090号160頁
- 17) 甲府地判平成16年8月31日判時1878号123頁
- 18) 前掲127頁
- 19) 前掲128頁
- 20) 最2小判平成20年4月18日判時2006号74頁
- 21) 厳密な意味で休憩時間に該当しないが、幼稚園でのお遊びの時間帯に発生した事故については、幼稚園教諭の過失を認定する傾向にある（浦和地判平成12年7月25日判時1733号61頁）。ただし、突発性と認められた場合には過失を認定している例がある（松山地判平成9年4月23日判タ967号203頁）。本件はハサミを持った園児が衝突して被害園児の右眼に裂傷を負わせたことにつき、幼稚園および教諭の過失を根拠に訴えを提起したものである。
- 22) 例えば、小学校の事例につき東京高判昭和61年11月25日判時47号38頁、中学校の事例につき浦和地判昭和56年3月30日、そして高等学校の事例につき浦和地判平成4年10月28日判タ811号119頁などが存在する。例外的に、千葉地判昭和63年12月19日がある。本件は、中学校の休み時間中、男子生徒がバット代りにして野球ゲームをしていた鉄パイプが手元からすっぽ抜けて、近くにいた女生徒に当たって負傷させた事故につき、学校側の責任が認められた事例である。
- 23) 例えば、京都地判平成6年4月18日判時1549号90頁では、小学生が教室を掃除中、暖房用ガスストーブのホースに足をとられてバランスを崩し、ストーブの上の金グライに触れて熱傷を負った事故につき、担任教諭に過失があったとして学校側の損害賠償責任が認められている。
- 24) 例えば、福岡地判昭和45年5月30日では、小学校における清掃作業中の生徒の死亡事故につき、担任教諭に指導監督上の過失がないと認められている。また、大阪地判平成8年12月27日では、中学生徒が中学の大掃除（窓ふき）の際、過つ

- て三階教室から転落して損害賠償を求めた事案において、中学二年の生徒には、相当の判断能力があり、危険な行動に出ないよう期待することが可能であったなどとして担当教諭に過失はないと判断している。
- 25) 函館地判昭46年11月12日 判タ272号254頁
- 26) 浦和地判昭和60年4月22日 判時1159号68頁。本判決は三室小学校いじめ事件第1審判決である。小学4年の児童が放課後、いじめによって負傷した事故につき、学校設置者と加害児童の親に損害賠償責任を認めている。学校設置者の責任の判断の際に、放課後は要素とはなっていない。
- 27) 例えば、野澤正充「事務管理・不当利得・不法行為」176頁（日本評論社 2011）
- 28) 我妻榮「事務管理・不当利得・不法行為（復刻版）」119頁（日本評論社 1988）
- 29) 大審院の判例として、2歳2カ月の少年が友人の顔に空気銃を向けて発射して左眼を失明させた事例（大判大正6年4月30日民録715頁）と、12歳7カ月の少年が空気銃の的を誤って通行人の右眼を失明させた事例（大判大正10年2月3日民録193頁）がある。いずれの事件についても責任能力を否定した。一方で、11歳11カ月の店員が業務のため自転車で行先中に他人に損害を加えた事例では、大審院は当該少年に責任能力があると認めている（大判大正4年5月12日民録697頁）。尚、本稿では年齢の説明上12歳を一応の基準と述べたが、6歳前後の学齢期前後の未成年であっても、身近な社会生活の中での行為の善悪判断ができるはずであり、この年齢においても責任能力を認めようとする見解もある（加藤雅信「事務管理・不当利得・不法行為」302頁（有斐閣 2002））。年齢的な基準を巡る議論については、樺博行「代理監督者の責任を巡る問題—幼稚園児と小学校低学年児童に対する学校と教師の責任を中心に—」京都文教短期大学研究紀要14頁（2014）を参照のこと。
- 30) 親権者以外には、820条の親権者、823条の親権代行者、766条の監護者に加え、857条の後見人や児童福祉法47条の児童福祉施設の長などが該当する。尚、監督義務者責任はゲルマン法に由来している。家長は家族団体の統率者として家族団体に属する者の客観的に違法な行為についての絶対的な責任を有していた。これについては、松坂佐一「責任無能力者を監督する者の責任—我妻還暦・損害賠償責任の研究上」161頁（有斐閣 1957）参照のこと。
- 31) 大判昭和18年4月9日民集22巻255頁
- 32) 前掲注28)我妻157頁
- 33) 保育所は児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つであり、学校教育法に定める学校とは法的位置づけと意味において異なる。しかし、幼児の学習施設という広義の意味において学校に近似するものであり、また判例上学校と同等と扱うという点において、本稿では保育所の事故も含めて学校事故を扱う。
- 34) 加藤一郎「不法行為（増補版）」161-62頁（有斐閣 1974）。
- 35) 例えば、前田達明「民法IV2 不法行為法」138-139頁（青林書院 1980）
- 36) 東京地判昭和40年9月9日判時429号26頁
- 37) 伊藤進「学校事故の法律問題—その事例をめぐって—」321頁（三省堂 1983）。
- 38) 函館地判昭和46年11月12日判タ272号254頁、宇都宮地判平成5年3月4日判時1469号130頁
- 39) 神戸地判平成8年3月8日交通事故民事裁判例集29巻2号363頁
- 40) 仙台地判平成10年11月30日判時1674号106頁
- 41) 長崎地福江支部判昭和63年12月14日判タ696号173頁
- 42) 前掲注38)宇都宮地判
- 43) 大阪地判昭和55年9月29日判タ429号140頁
- 44) 前掲注11)神戸地判
- 45) 前掲78頁
- 46) 前掲注13)京都地判
- 47) 前掲注38)宇都宮地裁
- 48) 松坂佐一「責任無能力者を監督する者の責任—我妻還暦・損害賠償責任の研究上」147頁（有斐閣 1957）
- 49) 最2小判昭和49年3月22日民集28巻2号347頁
- 50) 石黒一憲「責任能力ある未成年者の不法行為につき監督義務者たる親に民法709条に基づく不法行為責任が認められた事例」法協92巻10号158-9頁（1975）
- 51) 山口純夫「未成年者の不法行為と親の責任」法時45巻6号185頁、これは、宇都宮地判昭和45年3月19日下民集21号374頁では、被害者による明示の監督義務の懈怠およびこれと損害発生との因果関係の主張と立証がなくても、弁論の全趣旨からかかる主張がなされていると解している。
- 52) 前掲注50)石黒155頁
- 53) 寺田正春「監督義務者責任」法時50巻6号49頁
- 54) 四宮和夫「不法行為」673頁（青林書院 1987）、平井宜夫「債権各論II不法行為」216頁

(弘文堂1992)

- 55) 潮見佳男・債権各論II不法行為法第2版・94頁(新世社2011)
- 56) 津地裁松阪支部判平成20年12月12日判例地方自治320号37頁
- 57) 福岡地裁小倉支部判昭和49年3月14日判時749号109頁
- 58) 最3小判昭和59年4月10日民集38卷557頁
- 59) 最3小判昭和50年2月25日民集29卷2号143頁
- 60) 長野地判昭和54年10月29日判時956号104頁
- 61) 札幌地判昭和55年2月8日判時971号88頁
- 62) 大阪地裁昭和57年11月25日判夕491号104頁
- 63) 京都地判平成5年5月28日判時1472号100頁
では、市立中学校野球部の指導監督担当教諭を、市の実施する学校教育に携わる履行補助者であるとした。そして、右教諭にその職務を行うにつき過失があった場合には、学校設置者に安全配慮義務を怠った債務不履行があるというべきであると判断している。千葉地判平成11年12月6日判時1724号99頁では、担当教諭等の過失を、同時に学校設置者たる市の児童に対する安全配慮義務の履行補助者としての過失と評価している。
- 64) 福岡地判昭和62年10月23日判時1267号122頁
- 65) 東京地判昭和63年2月22日判時1293号115頁
- 66) 大分地判平成20年3月31日判時2025号110頁
- 67) 前掲113頁
- 68) 福岡地判平成13年12月18日判時1800号88頁
- 69) 神奈川・津久井いじめ自殺事件控訴審判決
東京高判平成14年1月31日判夕1084号103頁
- 70) 前掲109頁

ABSTRACT

The Torts Liability of a Teacher in the School Accidents

Hiroyuki YUZURIHA

The problem of the school accidents cannot be denied to have a great influence on a teacher in addition to the continuation of school system itself. Therefore, it is necessary to clarify what torts liability a teacher should have. This article analyzes the types of torts liability a teacher owes and extracts problems concerning it.

The torts liability of a teacher is composed of the breaches of three duties; the duty of care, the safe consideration duty, and the supervisory duty to school children. There remains an essential problem of the confusion of these duty concepts, leading to the unlimited liability on a school teacher to the school accidents. To avoid this problem, this article concludes that clarification on the obligatory relation between parents and a teacher should be done.